

令和6年 10 月23日

報 道 機 関 各 位

隠岐の島町長
(商工観光課)

隠岐の島町宿泊施設立地・品質向上等促進事業費補助金の一部返還について

このことについて、下記のとおり、補助金の一部返還が発生しましたのでお知らせします。

記

1. 発覚事案

令和 6 年 3 月 31 日確定通知 隠岐の島町宿泊施設立地・品質向上等促進事業費補助金に関する事案において、要綱第10条の規定による交付決定の取り消し、及び補助金の返還が生じました。

2. 原 因

令和 6 年 10 月 8 日上記補助金において、補助事業者から補助金の一部取り下げの申し出があり、商工観光課にて調査を実施した結果、実績報告書類において要綱第10条第1号に該当する事案がみられました。

3. 返還金 592,500 円 (該当対象経費 2,370,000 円の 1/4)

4. 今後の対応

隠岐の島町宿泊施設立地・品質向上等促進事業費補助金交付要綱の第 12 条の規定により、補助事業者へ返還を命じる。

5. 再発防止について

補助申請者に対し、補助金の性質を十分に説明していく。
事務的ミスが生じないように、課内でのチェック機能を強化していく。

6. お問い合わせ先

隠岐の島町役場
商工観光課観光振興係 電話:08512-2-8575 FAX:08512-2-3302